

第1章 基本的事項

1 推進計画策定の趣旨

本県では、「三重県環境基本条例」の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」を実現するため、平成9（1997）年6月に策定した三重県環境基本計画を見直し、新たな三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。

新たな基本計画では、「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の4項目を基本目標に掲げ、この基本目標を達成するため、平成22（2010）年度を目標とした中長期的な環境施策の方向と住民、事業者、行政といった社会を構成する各主体の役割や環境配慮の方向を明らかにしています。

この推進計画は、環境基本計画に示した事項のうち、県が取り組む主要施策のより具体的な方向を示すとともに、これら施策の的確な進行管理を行うために策定するものです。

2 推進計画の性格

推進計画は、基本計画に示された主要施策を着実に実施するための実施計画となるもので、次項に示す期間内に実施する環境保全施策を明らかにします。また、計画の的確な進行管理を行うため、基本計画で設定した施策分野の数値目標については中間年度の目標値を明らかにするとともに、主要な施策ごとに新たに数値目標を設けます。

また、これらの環境保全施策や数値目標は、「県民しあわせプラン・戦略計画」との整合を図るとともに、毎年度の進行管理にあたっては、平成14（2002）年度に導入した「みえ政策評価システム」を活用するなど、県政運営全体の中での的確なマネジメントを進めます。

3 推進計画の期間

推進計画の対象とする期間は、環境行政をとりまく状況の変化が早い中で計画の実効性を確保する必要があることや、「県民しあわせプラン・戦略計画」との整合を図る必要があることから、平成18（2006）年度までの3年間とします。

4 推進計画の構成

基本計画の施策体系（図-1）に従い、施策分野及び施策区分ごとの平成18（2006）年度の数値目標を明らかにし、施策区分ごとに数値目標を達成するための取組内容を示します。各施策の記載様式は、図-2のとおりです。

図－１ 施策の体系

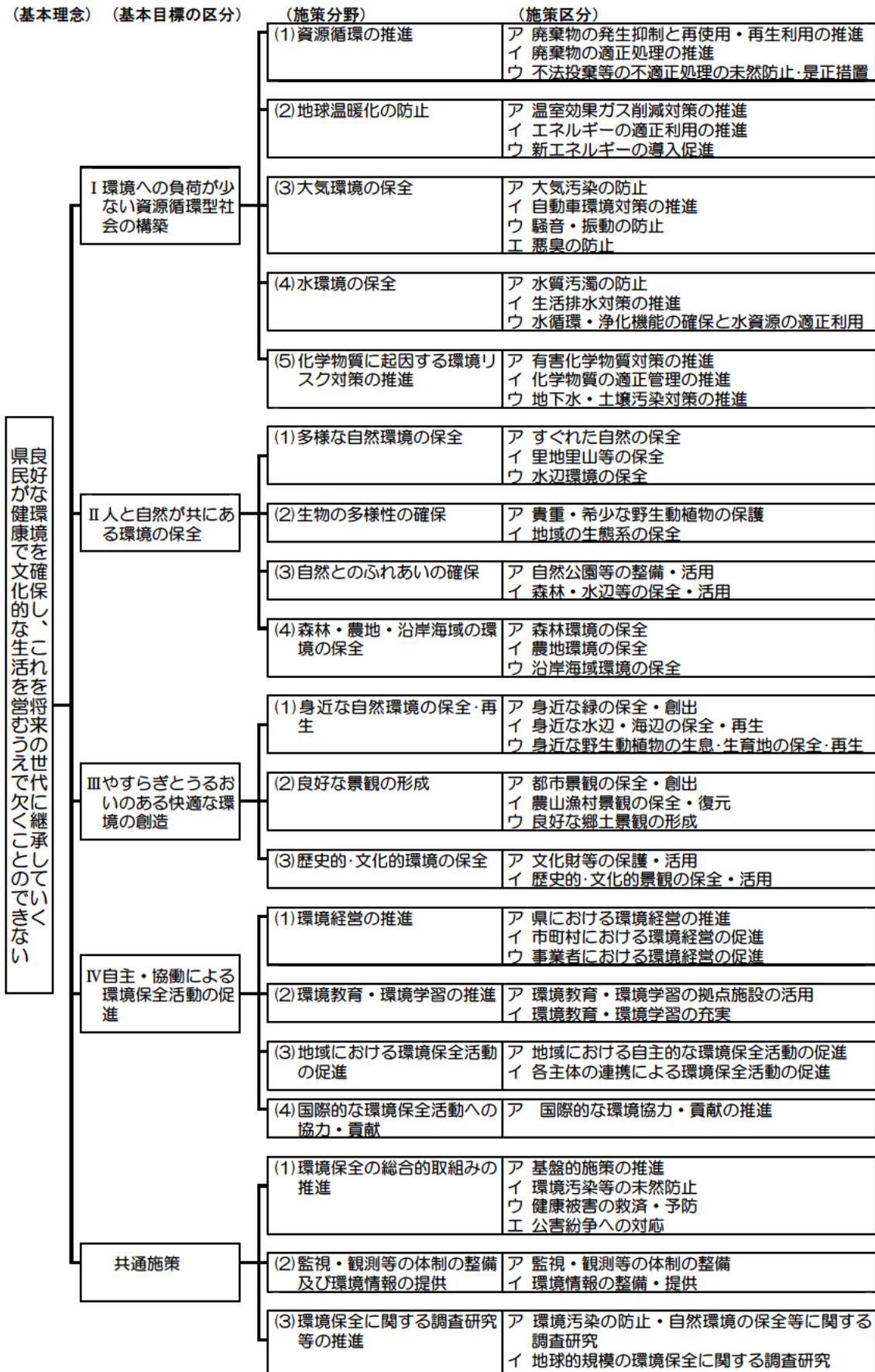
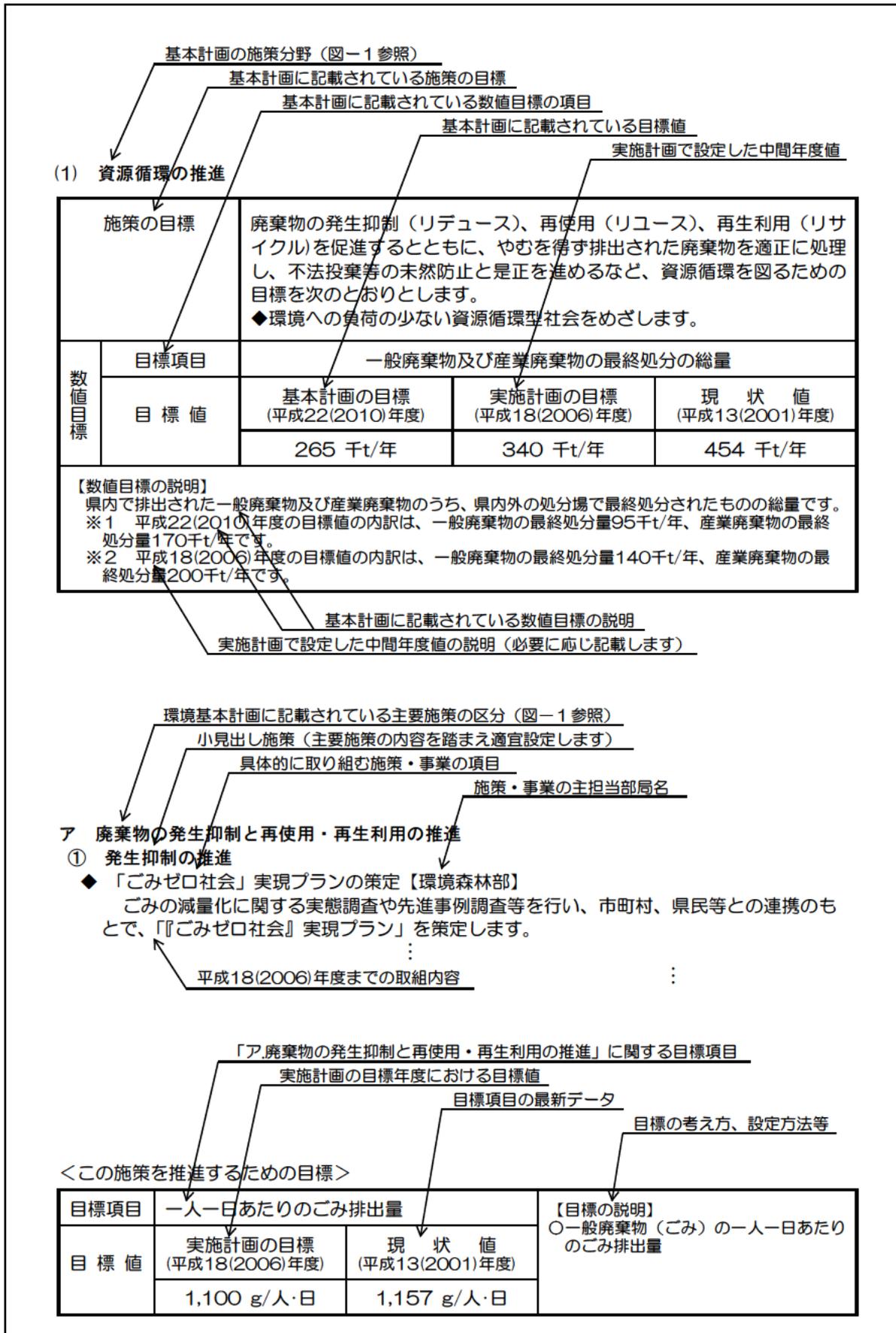


図-2 施策の記載様式



第2章 具体的な施策

1 基本目標 I「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

(1) 資源循環の推進

施策の目標		廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を促進するとともに、やむを得ず排出された廃棄物を適正に処理し、不法投棄等の未然防止と是正を進めるなど、資源循環を図るための目標を次のとおりとします。 ◆環境への負荷の少ない資源循環型社会をめざします。		
数値目標	目標項目	一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成13(2001)年度)
		265 千t/年	340 千t/年	454 千t/年
【数値目標の説明】 県内で排出された一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、県内外の処分場で最終処分されたものの総量です。 ※1 平成22(2010)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量95千t/年、産業廃棄物の最終処分量170千t/年です。 ※2 平成18(2006)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量140千t/年、産業廃棄物の最終処分量200千t/年です。				

ア 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

① 発生抑制の推進

- ◆ ごみゼロ社会実現プランの策定【環境森林部】
ごみの減量化に関する手法やごみの実態調査等を行うとともに、県民、事業者、市町村等との連携のもと、「ごみゼロ社会実現プラン」を策定します。
- ◆ 市町村、事業者、住民、NPOの協働での取組の促進【環境森林部】
市町村が事業者、住民、NPOと協働で行う廃棄物の回収、再生利用の取組や、公共施設を核とした生ごみ減量化の取組を支援します。
- ◆ ごみ減量化モデル事業の実施【環境森林部】
デポジット制度の導入やごみ等未利用資源の利用に向けたモデル事業を実施します。

産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設整備の支援【農水商工部】

県内の産業廃棄物排出事業者等に対し、自らが排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に関する技術開発等や、中小企業者の発生抑制・再生・減量化のための施設整備を支援します。

廃棄物の発生抑制に関する普及啓発【環境森林部】

市町村や民間団体等との連携のもとで、過剰包装や使い捨て製品の使用自粛など、廃棄物の発生が少ない生活様式の普及啓発を進めます。

「グリーン購入」の普及【環境森林部】

「みえ・グリーン購入倶楽部」等との協働・連携により、「グリーン購入」普及の一環として、使用可能な物はできるだけ長く使う、あるいは修理して使うといった生活習慣の定着に向けた啓発活動を行います。

再使用・再生利用の推進

リサイクル製品の利用の促進【環境森林部】

「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の県での優先的な使用に努めるとともに、認定リサイクル製品の利用拡大のための普及啓発を行います。

資源循環型処理施設の整備等の促進【環境森林部】

市町村が住民や事業者と協働して行う資源循環への取組や処理施設の整備に対する支援を行います。

容器包装リサイクルの促進【環境森林部】

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村の容器包装の分別収集などの取組を促進します。

使用済自動車等の適正処理【環境森林部】

使用済自動車等の解体業、破砕業や引取業、フロン類回収業の許可・登録を的確に行うとともに、関連業者の指導や自動車所有者への啓発を行います。

建設廃棄物の再資源化等の促進【県土整備部、環境森林部】

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を促進します。

家電リサイクルの促進【環境森林部】

家電リサイクル法に基づく使用済み家電製品のリサイクル制度の普及・啓発を図ることで、廃棄物の減量や資源の有効利用を促進します。

公共事業における建設副産物の再生利用の推進【環境森林部、農水商工部、県土整備部】
生活創造圏単位に設置した建設副産物対策地区連絡協議会を通じ、建設副産物の再生利用の啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の建設資材の利用及びコンクリート塊等の建設廃材の処理施設等への搬出を進めます。また、国土交通省と連携し「建設副産物情報交換システム」及び「建設発生土情報交換システム」を活用し、公共事業における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理を進めます。

県庁舎でのリサイクルの推進【総務局】

県庁舎から排出される不用文書や金属類、廃乾電池などの再資源化を進めます。

エココミュニティの創出【環境森林部】

廃棄物の再使用・再資源化のネットワークづくりやエコビジネスの創出など、事業者、市町村、住民と連携したエココミュニティの創出に向けた取組を進めます。

エコタウンの推進【環境森林部、農水商工部】

資源循環型社会のモデルとなるまちづくりを推進するため、県及び市町村がエコタウンプランを策定し、県は地域の特性を活かした環境産業の創出や廃棄物・リサイクル施設の整備を支援します。

RDF化処理の安全性の確保【環境森林部、企業庁】

ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の最終報告書や国の検討結果に基づき、RDFの適正管理と三重ごみ固形燃料発電所、市町村RDF化施設の安全管理体制を構築します。

企業環境ネットワークによる産業廃棄物の再資源化【環境森林部】

環境技術指導員による産業廃棄物排出企業への再資源化に関する情報提供、助言を行うとともに、産業廃棄物の情報交換を行うための「廃棄物情報交換システム」の充実と円滑な運用を図り、企業間連携による取組を支援します。

産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設整備の支援【農水商工部】(再掲)

県内の産業廃棄物排出事業者等に対し、自らが排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に関する技術開発等や、中小企業者の発生抑制・再生・減量化のための施設整備を支援します。

環境保全型畜産の推進【農水商工部】

家畜ふん尿の堆肥化を促進するとともに、環境保全型畜産確立のための基礎調査や普及啓発活動を行います。

下水道汚泥処理システムの整備【県土整備部】

下水道汚泥を建設資材等へ有効利用が図られるよう促進します。

浄水場汚泥の有効利用の推進【企業庁】

水道・工業用水道の浄水処理に伴い発生する汚泥について、園芸用土やグラウンド改良材として有効利用を進めます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	一人一日あたりのごみ排出量		【目標の説明】 一般廃棄物（ごみ）の一人一日あたり のごみ排出量
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成13(2001)年度)	
	1,100 g/人・日	1,157 g/人・日	

イ 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物処理施設における適正処理の確保【環境森林部】

産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可の審査や立入検査等により適正な処理を確保するとともに、処理実態等の定期的な調査を行います。

廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進【環境森林部】

廃棄物処理センターにおける一般廃棄物焼却残さや産業廃棄物の適正な処理を確保するとともに、管理型産業廃棄物最終処分場の整備を促進します。

P C B 廃棄物の処理【環境森林部】

東海地区におけるP C B 廃棄物の広域処理体制の具体化に向け、関係自治体と連携した調査検討、中小企業の処理経費の軽減措置を行うとともに、県内P C B 廃棄物の保管・処理に関する調査・指導を行います。

一般廃棄物処理施設の整備と適正管理の促進【環境森林部】

市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の円滑な整備と適正な維持管理を進めるとともに、処理実態等の定期的な調査を行います。

事業者等の自主的な情報公開の促進【環境森林部】

産業廃棄物適正管理推進マニュアル、自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して適正管理計画書の策定や自主的な情報公開を指導します。

し尿処理体制の整備の促進【環境森林部】

平成19年2月から適用されるし尿海洋投入処分の禁止に向けた市町村等のし尿処理体制の整備を促進します。

畜産排せつ物の適正な処理等【農水商工部】

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については国補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により施設整備を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	適正管理計画策定率		【目標の説明】 産業廃棄物排出量500t/年以上の排出事業者等または産業廃棄物処理残さ排出量1,000 t/年以上の産業廃棄物処理業者を対象とした適正管理計画の策定率
	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
目 標 値	100 %	91 %	

ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

不適正処理の未然防止

産業廃棄物処理等の監視指導【環境森林部】

産業廃棄物の排出事業者、処理業者等に対する通常監視や休日等の監視、近隣の府県との共同による車両の路上監視や県境のパトロールを行います。また、警察の車両監視システムを活用し、不適正処理の早期発見に取り組みます。

市町村等との協働による監視体制の充実【環境森林部】

市町村、森林組合と協定を締結し、山間地などでの不法投棄等の監視体制を充実します。

畜産排せつ物の適正な管理等の促進【農水商工部】

家畜排せつ物の野積みや素堀処理などの不適切なふんの処理に対しては、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い自発的な管理の改善を促します。

過去の不法投棄等の是正措置

過去の不法投棄等の調査・是正【環境森林部】

過去の不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障が懸念されている事案について、これまで確認できなかった地下の廃棄物の状況や周辺地下水の水質状況などの詳細な調査を行ない、生活環境保全上の支障等が認められる場合は、必要な措置を講じ、支障等の除去を進めます。

環境修復事業の推進【環境森林部】

桑名市五反田地内に不法投棄された産業廃棄物について、生活環境保全上の支障が生じないように、行政代執行による環境修復事業を進めます。

放置自動車の撤去【環境森林部、県土整備部】

警察、市町村と連携し、道路・河川等の県管理地に放置された自動車や生活環境を保全するうえで問題となる放置自動車の迅速な撤去と発生の防止を進めます。

環境美化の推進【環境森林部】

市町村、住民等との協働により、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止対策に取り組み、安全・安心な地域づくりを進めます。

漁港区域内の美化【農水商工部】

漁港区域内の来港者に伴うごみや河川・海域から流入する大小のごみ、及び漁港区域内の放置車両により漁業活動に支障をきたしていることから、安全で使いやすい漁港及び漁

港区域内の美化、環境保全に資することを旨して、漁港区域内の清掃等を行います。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	産業廃棄物の不法投棄件数		【目標の説明】 対象とする年度において新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	60 件	72 件	

(2) 地球温暖化の防止

施策の目標		二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を進めるとともに、エネルギーの適正利用や新エネルギーの導入を促進するなど、地球温暖化の防止を図るための目標を次のとおりとします。 ◆地域における温室効果ガスの排出削減に向け、全ての人びとが自ら進んで取り組む社会をめざします。		
数 値 目 標	目標項目	二酸化炭素排出量		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成12(2000)年度)
		6,049 千t-c	7,470 千t-c	7,505 千t-c
【数値目標の説明】 本県の地球温暖化対策の基本となる「チャレンジ6―三重県地球温暖化対策推進計画―」に掲げる二酸化炭素排出量に係る目標値です。この目標値は、京都議定書の趣旨を踏まえ、平成22(2010)年度に、平成2(1990)年レベルから6%削減することとしています。 ※1 平成22(2010)年度における計画の進捗状況は、平成23(2011)年度春に把握可能な平成20(2008)年度の実績値で評価します。なお平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量の目標値は6,902千t(炭素換算)です。 ※2 平成18(2006)年度における計画の進捗状況は、平成19(2007)年度春に把握可能な平成16(2004)年度の実績値で評価します。なお平成16(2004)年度の二酸化炭素排出量の目標値は7,470千t(炭素換算)です。				

ア 温室効果ガス削減対策の推進

① 産業部門における対策の推進

◆ 地球温暖化対策計画の策定等の促進【環境森林部】

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の工場・事業場に地球温暖化対策計画の策定を働きかけるとともに、策定した地球温暖化対策計画の実施状況を調査、分析し、実効性のある取組を促進します。

◆ 普及啓発の推進【環境森林部】

企業を対象とする意見交換会や講演会を開催し普及・啓発を進めます。

◆ CO₂排出量取引制度の促進【環境森林部】

平成14年度、15年度に実施した「CO₂排出量取引制度の検討」の成果をもとに、国へ政策提言を行います。

運輸部門における対策の推進

アイドリングストップの促進【環境森林部】

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の駐車場の管理者に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を働きかけます。

低公害車の普及促進【環境森林部】

二酸化炭素の排出が少ない自動車の普及を図るため、低公害車フェアを開催します。

モデル事業の推進【環境森林部】

平成15年度に検討した地球温暖化対策「三重モデル」の1つである「パーク・アンド・ライド」や「廃食用油利用」、「環境定期券」をモデル的に実施します。

自動車使用管理計画の策定【環境森林部】(再掲)

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

民生部門における対策の推進

三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進【環境森林部】

地球温暖化防止の活動拠点として「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、実効性のある温暖化対策活動の検討や地球温暖化防止活動推進員の育成、啓発・広報活動などを行います。

地球温暖化対策地域協議会による取組の促進【環境森林部】

地域に根ざした温暖化防止の取組活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進するため、地域協議会が主体となって行う事業に対する助成を行うとともに、設立に向けた講演会やセミナーを開催します。

事業者等の二酸化炭素排出削減の促進【環境森林部】

事業者等の二酸化炭素の排出削減の実効性を確保するため、意識調査や二酸化炭素排出実態の分析を行い、県民や事業者との協働のもとで、条例の改正も視野に入れた新たな制度の検討を行います。

市町村等における地球温暖化対策実行計画の策定促進【環境森林部】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村及び一部事務組合に地球温暖化対策実行計画の策定を働きかけます。また、ビル管理法に規定する一定規模以上の建築物を対象に、自主的な地球温暖化対策計画の策定を促進します。

「エコ・ポイント」事業の促進【環境森林部】

二酸化炭素削減活動を推進するため、業界団体、市町村、NPO等で構成する協議会を設置し、地球温暖化防止「三重モデル」の1つである「エコ・ポイント」事業（県民が行う電気使用量等の削減活動）や植樹活動、レジ袋削減活動などの自主的な取組を支援します。

三重県地球温暖化対策率先実行計画の見直し【環境森林部】

平成13年3月に策定した「三重県地球温暖化対策率先実行計画」の見直しを行い、県自らの二酸化炭素の排出削減を進めます。

温室効果ガス削減事例集の作成【環境森林部】

企業や各家庭・事業所における温室効果ガス削減メニューについて、具体的な事例集を作成します。

普及啓発の推進【環境森林部】

ホームページで、温暖化による海面上昇の様子や啓発用動画を配信するなど、普及啓発効果の高い情報発信を行います。

二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進【環境森林部】(再掲)

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政が一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	民生部門家庭系の二酸化炭素排出量		【目標の説明】 家庭における二酸化炭素の年間排出量 (平成18(2006)年度の目標値は、平成19(2007)年度春に把握できる最新データである平成16(2004)年度の実績値により測ることとします。)
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	712 千t-c	713 千t-c	

イ エネルギーの適正利用の推進

省エネルギー機器の導入支援【環境森林部】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地域協議会」が行う電圧調整装置等の省エネルギー機器の導入経費を助成します。

地域における省エネルギーの取組促進【環境森林部】

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

環境と共生した住まいづくりの支援【県土整備部】

平成13(2001)年度に策定した住宅マスタープランに基づき、住宅金融公庫融資における地方公共団体施策住宅として、三重県雨水等有効活用型住宅を創設することにより、優遇措置を活用した市場の誘導を行っています。

LED信号灯器の導入【警察本部】

省エネルギー対策として、LED信号灯器の導入を引き続き行い、消費電力の削減を図ります。

省資源・省エネルギーの啓発【生活部】

県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」を中心に、県民大会の開催等による啓発活動を展開します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	地球温暖化防止活動推進員数		【目標の説明】 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が委嘱する、地域において地球温暖化防止に関する活動を行う推進員の養成数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	90 人	-	

ウ 新エネルギーの導入促進

住宅太陽光発電システムの普及促進【総合企画局】

住宅太陽光発電システムの普及を促進するため、住民への補助事業を実施する市町村に対して住宅用太陽光発電システム普及支援事業を実施します。

学校施設への太陽光発電システムの導入促進【総合企画局】

学校施設への太陽光発電システムの導入を進めるため、市町村や学校法人に対してエコスクール支援事業を実施します。

県施設への新エネルギー率先導入【総合企画局】

住民への新エネルギー普及啓発のため、県施設への新エネルギー率先導入事業を実施します。

新エネルギーの普及啓発【総合企画局】

新エネルギーに対する住民や市町村等の理解を深めるため、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの普及啓発事業を実施します。また、「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」に基づき、バイオマス資源の計画的なエネルギー利用を促進します。

木質バイオマスエネルギーの導入促進【環境森林部】

県産材利用の課程で発生する林地残材や製材工場残材及びきのこ生産後の廃菌床の有効利用を図るための木質バイオマスエネルギー生産・利用施設の整備を促進します。

未利用エネルギーの有効利用【企業庁】

三重ごみ固形燃料（RDF）発電事業については、施設の安全性の確保を前提として、ゴミの持つ未利用エネルギーの有効活用に努めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	新エネルギーの導入量（原油換算）		【目標の説明】 三重県における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の削減量(原油換算kl)で、2000年3月に策定した「三重県新エネルギービジョン」で設定した導入目標の中間年次値
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	179,000 kl	153,631 kl	

(3) 大気環境の保全

施策の目標		窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減するとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するなど、大気環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。 ◆きれいですがすがしい空気のなかで、静かでやすらかな日常生活が営める環境を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	環境基準を達成した大気環境測定局の割合		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100 %	97 %	66 %
【数値目標の説明】 県内の大気環境測定局のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3項目の環境基準の全てを達成した測定局の割合です。 ※ 平成14(2002)年度の大気環境測定局数は、30局(一般環境測定局24局、自動車排出ガス測定局6局)です。				

ア 大気汚染の防止

◆ 監視・指導の実施【環境森林部】

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、立入検査の実施等により、引き続き監視・指導してまいります。

◆ 問題発生工場等に対する調査指導【環境森林部】

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

◆ 大気汚染に係る緊急時の措置【環境森林部】

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

◆ 光化学スモッグに係る緊急時の措置【環境森林部】

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

光化学オキシダント予測システムの運用【環境森林部】

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	工場・事業場の排ガス検査適合率		【目標の説明】 工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙が大気汚染防止法の排出基準に適合している割合 (2002年度の排ガス検査実施施設数：76施設)
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	100 %	100 %	

イ 自動車環境対策の推進

自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進【環境森林部】

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

監視・調査の実施【環境森林部】

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。

自動車使用管理計画の策定【環境森林部】

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

低公害車の普及【環境森林部】

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

ディーゼル微粒子除去装置の導入促進【環境森林部】

健康への影響が指摘されている浮遊粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

アイドリング・ストップの推進【環境森林部】

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

公共交通機関の利用促進【地域振興部】

公共交通機関の利用の促進を図るため、地元や事業者と一体となって、鉄道・バスの利便性の向上や利用促進のための啓発事業を進めます。

交差点改良による交通渋滞の解消【県土整備部】

右折レーンの設置などの交差点改良により、交通渋滞の解消を図ります。

都市部での交通渋滞緩和の推進【県土整備部】

ハード面からは「新道路整備戦略」に基づき重点的に事業を進め、広域的な道路ネットワークの形成を目指し、併せて渋滞緩和を図ります。また、ソフト面からは「みえITSア

「ソフトウェア」に基づき、リアルタイムな道路交通情報提供などITを活用した対策を行います。

交通情報提供システム(AMIS)の整備【警察本部】

北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置(光ビーコン)を整備し、交通情報板等と合わせて交通情報を提供することにより、交通流の分散を促し交通の円滑化を図ります。

交通管制システムの拡充整備【警察本部】

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。

信号機の高度化改良【警察本部】

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	NO ₂ ・SPM環境基準達成局率		【目標の説明】 自動車排出ガス測定局(2002年度6局)のうち、二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)がともに環境基準を達成した局数の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	83 %	33 %	

ウ 騒音・振動の防止

工場・事業場に対する規制・指導等【環境森林部】

騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町村と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

近隣騒音対策【環境森林部】

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

未規制事業場(施設)対策【環境森林部】

未規制事業場(施設)による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

主要道路沿道の騒音マップの作成の検討【環境森林部】

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、沿道における騒音の状況を把握するために、主要道路沿道の騒音マップの作成について検討します。

公共工事現場における騒音・振動の防止【総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部】

建設工事現場において、低騒音・低振動の建設機械の利用を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	騒音に係る環境基準達成率		【目標の説明】 道路に面する地域を除く地域における調査地点のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成した調査地点数の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	80 %	75 %	

エ 悪臭の防止

工場・事業場に対する規制・指導等【環境森林部】

工場等に対して、市町村と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

規制地域の拡大【環境森林部】

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制や複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町村に働きかけます。

畜産経営に起因する環境負荷の軽減【農水商工部】(再掲)

畜産経営に起因する悪臭を防止するため、地域環境保全型畜産確立推進指導協議会による巡回を実施し、施設の改修やふん尿処理方法などの技術的指導・助言を行います。

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については国補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により施設整備を促進します。また、野積みや素堀などの不適切なふんの処理に対しては、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い自発的な管理の改善を促します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	悪臭の規制地域を有する市町村数		【目標の説明】 悪臭防止法に基づく規制地域を有する市町村の数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	50 市町村	41 市町村	

(4) 水環境の保全

施策の目標		水質汚濁物質による環境への負荷の低減を図るとともに、水循環機能を維持し、向上するなど、水環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。 ◆きよらかで豊かな水環境を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/ℓ以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		93 %	85 %	72 %
<p>【数値目標の説明】 環境基準の類型が指定されている県内の河川水域のうち、BOD2mg/ℓ以下の水質を確保している水域の割合です。 ※ 平成14(2002)年度において、環境基準の類型が指定されている河川水域は60水域(45河川)です。</p>				

ア 水質汚濁の防止

- ◆ 水質の監視【環境森林部】
公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。
- ◆ 流域ごとの評価検討【環境森林部】
流域の的確な水質保全を進めるため、河川の水質の実態調査を実施するとともに評価検討を行ない、汚濁要因に応じた対策を実施します。
- ◆ 水質総量規制の推進【環境森林部】
伊勢湾水質総量規制による削減計画に基づき、汚濁負荷の軽減に取り組みを進めます。
- ◆ 環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】(再掲)
土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。
- ◆ 農薬、化学肥料の適正使用の促進【農水商工部】(再掲)
農薬の適正な流通及び使用を推進するため、販売者や使用者の啓発研修を実施するとともに、ゴルフ場に対しては、病害虫雑草安全防除指針により農薬の適正使用を指導します。
肥料については、施肥による硝酸性窒素等の地下浸透を抑制するため、機能性肥料や堆

肥を活用した健全な土づくりを推進します。

環境基準類型の指定・見直し【環境森林部】

水道水源や水産養殖に利用されている水域については、環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行なった水域についても必要に応じて環境基準の見直しを行ないます。

工場・事業場に対する規制・指導【環境森林部】

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

畜産経営に起因する環境負荷の軽減【農水商工部】(再掲)

畜産経営に起因する水質汚濁を防止するため、地域環境保全型畜産確立推進指導協議会による巡回を実施し、施設の改修や汚水の処理方法について技術的指導・助言を行います。

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については国補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により施設整備を促進します。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進【総合企画局】

三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市の三県一市で構成される伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」に基づき、広域な連携のもと、伊勢湾の総合的な利用と保全に係る施策を推進するとともに、それぞれが自立的、自発的な取り組みを行います。

「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づく施策の推進【環境森林部】

平成12年度に取りまとめた「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づき、伊勢湾の水質の保全と改善に向けた取組や伊勢湾の再生に向けた県民の方々の意識の向上のための普及啓発等を行います。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	河川における環境基準（BOD）達成率		【目標の説明】 県内の河川水域（2002年度60水域）のうち、BODの環境基準を達成した水域の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	77 %	67 %	

イ 生活排水対策の推進

生活排水処理施設整備の推進【環境森林部、農水商工部、県土整備部】

生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）を見直し、それに沿って、経済的、効率的かつ適正に下水道、農・漁業集落排水処理施設等の集合処理施設整備や浄化槽の設置を促進します。

流域下水道の整備の推進【県土整備部】

県が行う流域下水道については関係市町村との連携を図りながら効果的・効率的な幹線管渠、処理場の整備を推進します。また、供用開始済みの市町村と協働して水洗化率の向上を図るため啓発を行います。

市町村の公共下水道事業の支援【県土整備部】

市町村が行う公共下水道事業には下水道普及率新ジャンプアップ事業補助金等の支援を行い下水道普及率の向上を図ります。

浄化槽の設置の促進【環境森林部】

浄化槽市町村整備を行う市町村や設置者に補助を行う市町村に対して助成を行い、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

農業集落排水処理施設の整備の推進【農水商工部】

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理するための施設を整備します。

漁業集落排水処理施設の整備の推進【農水商工部】

魅力ある漁村の実現を図るため、生活環境の整備が遅れている漁業集落において、漁業集落環境整備事業の重点的な実施により集落排水施設等の整備を実施します。

生活排水対策の啓発等【環境森林部、農水商工部、県土整備部】

住民、事業者、市町村との協働・連携のもとで、日常生活における生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理、供用済みの下水道や農・漁業集落排水処理施設への早期接続に関する啓発等を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	生活排水処理施設の整備率		【目標の説明】 下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	72 %	60.5 %	

(注) 整備率(%) = (生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口) ÷ (住民基本台帳人口・全県) × 100

ウ 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

水循環・浄化機能の確保

生物を活用した水質改善実験【環境森林部】

河川や海域の水質や底質の改善を図るため、有用微生物群等の生物を活用した水質浄化実証実験に取り組みます。

生物を活用した汚泥の減量実験【環境森林部】

生ごみや、し尿処理施設等から発生する汚泥の減量化を図るため、有用微生物群等の生物を活用した実証実験に取り組みます。

生物指標を用いた水質判定の普及【環境森林部】

住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

地盤沈下の防止【環境森林部】

北勢地域の地盤沈下を防止するため、地下水位の観測や地下水の揚水規制を行います。

漁場保全対策の推進【農水商工部】(再掲)

水質の変化等による漁業被害を未然防止するため、漁場における水質及び生物調査を行います。また、突発的な赤潮・貧酸素等の発生に対応するため、関係機関との情報連絡体制の整備を行います。

養殖漁場の適正使用【農水商工部】(再掲)

養殖漁場を適正に使用し、持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自身が策定する漁場利用計画を認定します。また、魚類養殖場において、有機物負荷量調査や底生生物の分析等を行い、持続的な養殖生産を確保するための漁場環境指標を策定します。

美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト【農水商工部】(再掲)

「さかなの立場」に立って、住民自らが流域環境を診断し、美しい「みえのうみ」の創造に向けた取り組みの方向性を提言、実践することで、その効果として海の恵みを実感し、県民一人ひとりが暮らしを考え、自発的・主体的な行動へとつながるよう取り組みを進めます。

水産資源の生息環境の保全・創造【農水商工部】(再掲)

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することにより、公益的機能を増進するとともに水産資源の維持増大と持続的利用を図るために、底質改善（浚渫、客土、覆土等）堆積物除去及び着底基質（投石、コンクリートブロッ

ク等)の設置を行います。

生活排水処理施設整備の推進【環境森林部、農水商工部、県土整備部】(再掲)
経済的、効率的かつ適正に下水道、農・漁業集落排水処理施設等の集合処理施設整備
や浄化槽の設置を促進します。

ダム湖からの冷濁水対策の推進【県土整備部】

宮川ダム湖からの冷濁水対策として、選択取水設備を設置し、河川環境の保全を図り
ます。

水資源の適正利用

水資源行政の円滑な推進【地域振興部】

水資源の確保と安定供給の拡充のため、開発した水源の有効利用を図るとともに、未
利用水対策について関係機関と協議、調整、情報交換を行い、環境用水や利水安全度の
観点からも検討します。

水源地域整備事業の実施【地域振興部】

水源の涵養と環境保全を図るため、川上ダム水源地域整備計画関連事業等の地域整備
事業を行います。

水資源に関する啓発活動【地域振興部】

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、県民の関心を高める
ため、啓発活動を実施します。

宮川維持流量発電所の建設【企業庁】

宮川ダムから河川環境を保全することを目的として放流される維持放流水のエネルギ
ーを有効利用して発電を行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	生物を活用した水質浄化実証実験取組件数		【目標の説明】 生物を活用した水質浄化実証実験に取り組んだ件数(累計)
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	5 件	1 件	

(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

施策の目標		化学物質の大気や公共用水域等への排出を抑制し、化学物質による土壌や地下水の汚染を除去するなど、化学物質に起因する環境リスクの低減を図るための目標を次のとおりとします。 ◆化学物質による環境汚染のおそれのない安全・安心な暮らしを確保します。		
数 値 目 標	目標項目	有害化学物質の大気、水質に係る環境基準達成率		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100%	98%	98%
<p>【数値目標の説明】 県内の大気及び水質の有害化学物質の調査地点のうち、有害化学物質に係る全ての項目が環境基準を達成した地点割合の平均値です。</p> $\text{達成率(\%)} = \left(0.5 \times \frac{\text{大気環境基準の達成地点数}}{\text{大気有害化学物質調査地点数}} + 0.5 \times \frac{\text{水質環境基準の達成地点数}}{\text{水質有害化学物質調査地点数}} \right) \times 100$ <p>※ 平成14(2002)年度の調査地点数は、大気環境調査32地点、河川環境調査98地点(県調査地点)です。</p>				

ア 有害化学物質対策の推進

① 重金属等の有害化学物質への対応

- ◆ 有害大気汚染物質の監視【環境森林部】
大気中の有害化学物質の濃度を引き続き調査するとともに、有害化学物質の使用事業者に対し自主的な排出抑制を促します。
- ◆ 水質の監視【環境森林部】(再掲)
公共用水域や地下水の有害物質を継続的に監視します。
- ◆ 工場・事業場に対する規制・指導【環境森林部】(再掲)
工場・事業場からの有害物質の排出の規制、監視を行います。

② 新たな有害化学物質への対応

- ◆ ダイオキシン類等の環境調査の実施【環境森林部】
県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、大気、水質等および土壌の定期的なモニタリングを行います。

環境ホルモンに係る環境調査の実施【環境森林部】

人体や環境への影響が十分に解明されていない外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、河川等環境中のこれら物質の挙動を把握するため、水質等のモニタリングを行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	事業所等に係るダイオキシン類の排出基準適合率		【目標の説明】 工場・事業場、廃棄物処理施設、廃棄物処分場への立入検査において、大気や河川に排出されるダイオキシン類が排出基準に適合している割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成13(2001)年度)	
	100%	97%	

イ 化学物質の適正管理の推進

P R T Rの推進【環境森林部】

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（P R T R法）に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

P C B廃棄物の処理【環境森林部】(再掲)

県内P C B廃棄物の保管・処理に関する調査・指導を行います。

産業廃棄物処理施設における適正処理の確保【環境森林部】(再掲)

産業廃棄物処理施設等の適正管理について監視・指導を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	自主情報公開率		【目標の説明】 P R T Rの届出がなされた事業所のうち、自主的にP R T Rの届出内容を公開した事業所の割合（前年度に届出された事業所に対するアンケート調査により把握します）
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	10%	0%	

ウ 地下水・土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策の推進【環境森林部】

三重県生活環境の保全に関する条例による土壌汚染の届出があったもののうち、人の健康被害の恐れがあるものについて、当該土地の予備調査を行い、必要に応じ法で定められた調査命令および措置命令を行います。

河川等公共用水域水質監視事業【環境森林部】(再掲)

地下水の有害物質を継続的に監視します。

ダイオキシン類等環境調査事業【環境森林部】(再掲)

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、地下水及び土壌の定期的なモニタリングを行います。

農薬、化学肥料の適正使用の促進【農水商工部】

農薬の適正な流通及び使用を推進するため、販売者や使用者の啓発研修を実施するとともに、ゴルフ場に対しては、病虫害雑草安全防除指針により農薬の適正使用を指導します。

肥料については、施肥による硝酸性窒素等の地下浸透を抑制するため、機能性肥料や堆肥を活用した健全な土づくりを推進します。

環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】(再掲)

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	地下水・土壌汚染対策実施率		【目標の説明】 条例に基づき土壌・地下水汚染の届出がされた地点数のうち対策に着手された地点の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	100%	—	

2 基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

(1) 多様な自然環境の保全

施策の目標		すぐれた自然や里地里山などの森林、農地、河川や海岸など、本県の多様な自然環境を保全するための目標を次のとおりとします。 ◆地域が育んできた多様な自然環境を将来にわたり確保します。		
数 値 目 標	目標項目	自然環境の保全地域の面積		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		56,800 ha	52,350 ha	50,013 ha
【数値目標の説明】 「自然環境の保全地域の面積」は、①自然公園特別地域(現状値49,775ha)、②県自然環境保全地域特別地区(現状値238ha)、③里地里山保全活動計画の認定計画区域(現状の認定区域なし)の合計面積です。				

ア すぐれた自然の保全

◆ 自然公園の管理【環境森林部】

すぐれた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園内での開発や利用等の許認可の審査等により、自然公園の適正な保護、管理を行います

◆ 県立自然公園計画の策定【環境森林部】

県立自然公園の適正な整備や管理を図るため、県立自然公園計画の策定に向けた取り組みを進めます。

◆ 三重県自然環境保全地域の指定・管理【環境森林部】

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要と認められる地域について、自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に向けた取り組みを進めるとともに、既指定地を適正に保護します。

◆ 開発行為の届出制度【環境森林部】

一定規模以上の開発行為の届出制度を適正に運用することにより、開発行為における自然環境への配慮を確保します。

県民との自然環境情報の共有化の促進【環境森林部】

県内の希少な野生動植物や保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報共有を進めます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	三重県自然環境保全地域指定件数		【目標の説明】 三重県自然環境保全条例に基づく「三重県自然環境保全地域」の指定か所数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	5 地域	4 地域	

イ 里地里山等の保全

里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

農地の多面的機能の発揮【農水商工部】(再掲)

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和に配慮した整備を行います。

環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】(再掲)

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

自主的な環境保全活動の取組支援【環境森林部】(再掲)

三重環境県民会議の行っている三重県民環境活動発表会や地域交流会の支援をとおり、自主的に里地里山等の環境保全活動に取り組む環境NPOの活動を支援します。

身近な自然を体験する県民デーの開催【環境森林部】(再掲)

県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ(市民活動団体、NPO、企業等)と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	里地里山保全活動計画認定団体及びみんなで自然を守る活動認証団体数		【目標の説明】 多様な自然環境を保全するために、里地里山などの保全を目的とした「里地里山保全活動計画」及び「みんなで自然を守る活動」の認定・認証団体数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	30 団体	-	

ウ 水辺環境の保全

ため池・海岸整備における水辺環境の保全【農水商工部】

ため池、海岸の整備にあたっては、その良好な自然環境を保全し、環境との調和に配慮します。

多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに自然豊かな水辺空間を創出します。

海岸の整備【県土整備部】

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。

海浜の維持・保全と再生【県土整備部】(再掲)

自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出していきます。

海岸部の清掃【県土整備部】

海岸部への漂着ゴミや流木の処理等を行い、自然豊かな海浜を維持します。また、美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

砂防事業における自然環境保全への配慮【県土整備部】

砂防事業を実施するにあたり、既に策定している溪流環境整備計画に基づき、可能な限り自然環境の保全に配慮した工法を採用します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	多自然型護岸延長		【目標の説明】 多自然に配慮した河川整備済み護岸の延長です。
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	38 km	28 km	

(2) 生物の多様性の確保

施策の目標		希少な野生動植物を保護し、地域の生態系の多様性を確保するなど、生物の多様性の確保を図るための目標を次のとおりとします。 ◆野生動植物の生息・生育環境を保護、保全し、生物の多様性を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	三重県指定希少野生動植物種の保全率		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100 %	100 %	—
<p>【数値目標の説明】</p> <p>三重県自然環境保全条例に基づき指定された県指定希少野生動植物種のうち、生息、生育が確保されている種の割合です。</p> <p>県指定希少野生動植物種保全率＝(指定種数－野生絶滅種数)／指定種数×100</p> <p>※ 県指定希少野生動植物種は、平成16(2004)年度以降に、逐次指定を進めていきます。</p>				

ア 貴重・希少な野生動植物の保護

- ◆ 三重県版レッドデータブックの作成【環境森林部、教育委員会】
県内の野生動植物に関する調査を進め、希少な野生動植物の生息・生育状況に関する三重県版レッドデータブックを平成17年度に作成します。
- ◆ 野生動植物の保護意識の普及・啓発【環境森林部】
県内の希少な野生動植物の生息・生育状況などの野生動植物に関する情報を県民へ提供することにより、野生動植物の保護意識の普及、啓発を行います。
- ◆ 県指定希少野生動植物種の指定・保護【環境森林部】
特に保護の必要がある野生動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種として指定します。
- ◆ 県指定希少野生動植物種の調査と保護対策の推進【環境森林部】
県指定希少野生動植物種の生息・生育状況等の調査を行うとともに、必要に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。
- ◆ 天然記念物の指定・保護【教育委員会】
学術上価値の高い動植物やその生息・生育地を、国あるいは県の天然記念物として指定して保護します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	三重県指定希少野生動植物種数		【目標の説明】 三重県自然環境保全条例に基づく「三重県指定希少野生動植物種」の指定種数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	30 種	-	

イ 地域の生態系の保全

希少野生動植物監視地区の指定【環境森林部】

県指定希少野生動植物種の生息・生育状況を勘案して、保護のため重要な生息・生育地について、関係者と十分調整を図った上で、希少野生動植物監視地区として指定し、生息・生育地の保全を図ります。

鳥獣保護区等の設定【環境森林部】

鳥獣の生息環境を保全するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区及び鉛製散弾禁止区域等の設定や狩猟の適正化を促進します。

有害鳥獣に係る対策の普及啓発【環境森林部】

農林水産業等に被害を及ぼすなど人間との軋轢を生じている鳥獣の対策については、その鳥獣の生態に応じた対応策を関係機関と連携して普及啓発します。

移入種対策の推進【環境森林部】

地域の生態系に著しく支障をおよぼすおそれのある移入種の放逐等の禁止について、県民に対する啓発活動などを行い、その増殖の防止などを進めます。

移入種抑制活動の支援【環境森林部】

ブラックバス等の移入種の抑制活動を通じた県民への普及啓発を図るため、地域の住民団体等が県民参加で実施する抑制活動を支援します。

動物の保護管理【健康福祉部】

「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物による県民への危害発生防止の指導などを行うとともに、動物愛護精神の高揚と適正な飼養に関する普及啓発を実施します。

開発行為における自然環境への配慮の確保【環境森林部】

1ヘクタールを超える自然地の開発行為の届出制度を適正に運用することにより、希少野生動植物種の保護や地域の特性に配慮した緑化など、開発行為における自然環境への配慮を確保します。

地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】(再掲)

緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

開発行為等の指導【県土整備部】

宅地開発等に対しては、都市計画法等に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序あ

る整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図っていきます。

ため池整備における移入種の流出防止及び駆除【農水商工部】

ため池等の整備工事において、着手時の落水に際し、移入種の下流流出を防ぐとともに駆除を行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	野生動植物保護地区等か所数		【目標の説明】 自然環境保全地域、希少野生動植物監視地区、鳥獣保護区、鉛製散弾規制区域の合計か所数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成15(2003)年度)	
	107 か所	104 か所	

(3) 自然とのふれあいの確保

施策の目標		自然公園やその他の森林、水辺地等を整備し、その活用の増進を図るなど、良好な自然環境とのふれあいを確保するための目標を次のとおりとします。 ◆やすらぎやうるおいを与え、豊かな自然にふれあえる場を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	自然とのふれあいの場の満足度		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		67 点	64 点	60 点
【数値目標の説明】 県内の国立・国定公園を利用した県民を対象に、毎年、国立・国定公園内4か所でアンケート調査を行い、大変よい(80点)、よい(60点)、わるい(40点)、大変わるい(20点)の回答区分をもとに加重平均値として算出した指標です。				

ア 自然公園等の整備・活用

- ◆ 自然公園利用施設の整備【環境森林部】
豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。
- ◆ 森林公園の維持管理及び利用の促進【環境森林部】
三重県民の森及び上野森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、定期的に活動・体験型の行事を開催し、県民に自然とふれあい、親しめる機会を提供します。
- ◆ 森林公園の利用者参画型運営の促進【環境森林部】
三重県民の森及び上野森林公園の運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	森林公園のイベント開催数		【目標の説明】 ○県民に森林公園の自然とふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事の開催回数
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	48 回	39 回	

イ 森林・水辺等の保全・活用

森林とのふれあいの促進【環境森林部】

森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

温泉の保護と利用の促進【環境森林部】

温泉の掘削、増掘、動力装置設置や利用などの許認可の審査や温泉施設の立入検査等により温泉の適正な保護及び利用を確保するとともに、既存温泉源の実態を把握するため、定期的な泉源の状況調査を行います。

都市と農山漁村の交流の推進【農水商工部】

農山漁村地域の自然、文化、生産物等の豊かな地域資源や人々との交流を楽しむことができるグリーン・ツーリズムを普及・定着させるため、滞在型市民農園などの拠点整備や受け入れ体制の整備などを行うとともに、多様な都市と農山漁村の交流を推進します。

水辺空間の保全整備【農水商工部】

水辺とのふれあいを確保するため、環境との調和に配慮して、水辺空間の保全・整備を行います。

海岸の整備【県土整備部】(再掲)

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します

七里御浜海岸の侵食対策【県土整備部】

良好な環境を有している砂浜・礫浜海岸を保全するため、侵食の進んでいる七里御浜海岸について、人工リーフの設置や養浜工を実施します。

多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】(再掲)

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに潤いのある水辺空間を創出します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	保安林指定面積		【目標の説明】 保安林の指定面積の増大が、森林の持つ公益的機能の増大につながる。
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	108,900 ha	104,847 ha	

(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

施策の目標		森林や農地、沿岸海域が持つ各種の公益的機能を維持、増進するなど、それぞれの環境を保全するための目標を次のとおりとします。 ◆森林や農地、沿岸海域が持つ多様な公益的機能を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		122,500 ha	60,870 ha	12,900 ha
【数値目標の説明】 「公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積」は、①人工林(民有林)における植栽、下刈、間伐等の森林整備面積(現状値11,000ha)、②三重県型デカップリング事業により適正管理を行う農地等面積(現状値2,585ha)、③藻場の造成面積(現状値2ha)の合計面積(累計)です。 ※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値にそれまでの各年度の整備予定面積を加えたものです。				

ア 森林環境の保全

◆ 森林計画の策定【環境森林部】

持続可能な森林管理を推進するため、森林GISを活用して森林に関する基本的事項を計画し、地域特性に応じた森林管理方針を明らかにします。また、市町村森林整備計画に基づき森林所有者が策定する森林施業計画制度の森林所有者等への周知を図ります。

◆ FSC森林認証の推進【環境森林部】

環境に配慮した持続可能な森林経営への国際的取り組みを認証するFSC森林認証のPRを進めます。

◆ 環境公益性を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進【環境森林部】

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業を軸とした環境林整備を進めます。

◆ 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進【環境森林部】

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政が一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

森林環境教育のための条件整備の推進【環境森林部】

森林環境教育や森林体験学習などで環境林に対する理解を深めてもらうよう環境林を多面的に活用するための仕組みづくりを促進します。

国有林と連携する豊かな森林づくりの推進【環境森林部】

近畿中国森林管理局と三重県で交わした「森林環境の保全・整備に関する覚書」に基づき、水源かん養や山地災害防止などの森林の持つ多面的機能の高度発揮と、美しい景観、豊かな生態系を維持していくために、国有林・民有林が連携した取組みを進めます。

持続可能な森林整備の推進【環境森林部】

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、森林資源の循環を基礎とした力強い森林づくりを進め、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

森林の適正な管理の推進【環境森林部】

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

保安林の持つ公益的機能の高度発揮【環境森林部】

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、治山事業等により適正な管理を行います。

林業担い手の育成等【環境森林部】

森林作業を担う林業労働者の育成・確保を図るため、林業事業者の指導や育成、基幹的な技能労働者の養成研修などを実施します。

県産材の利用推進【環境森林部】

県産材の利用を推進するため、県産材を使った家づくりを消費者に伝える研修会や交流会の開催、普及パンフレットの作成配布、住宅相談を行うコーディネーターの設置、モニターへの県産材の提供などを行うとともに、消費者のニーズに即した木材製品を安定的に供給する加工・流通の体制整備を促進します。

森林ボランティアの育成【環境森林部】(再掲)

広葉樹植栽、里山保全、間伐など県民参加の森林づくりに取り組む森林ボランティアを育成するための研修会を開催します。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	環境林整備着手率		【目標の説明】 環境公益性の高度発揮をめざす環境林整備目標（2021年度）45,000haに対して着手した面積率
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	25 %	5.7 %	

イ 農地環境の保全

三重県型デカップリングの推進【地域振興部】

中山間地域において、三重県型デカップリングにより多様な保全活動を促進し、森林、農地、海洋の持つ公益的機能の増進を図ります。

畜産経営に起因する環境負荷の軽減【農水商工部】

畜産経営に起因する環境負荷を軽減させるため、地域環境保全型畜産確立推進指導協議会による巡回を実施し、施設の改修や汚水の処理方法について技術的指導・助言を行います。

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については、国庫補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により、施設整備を促進します。

また、野積みや素堀などの不適切なふんの処理に対しては、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い、自発的な管理の改善を促します。

環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】(再掲)

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

農業の担い手の育成【農水商工部】

農業の担い手の育成・確保や農地集積により持続的な生産活動を維持し、農地のもつ水源かん養や保水機能の維持・増進を図ります。

中山間地域における農地の適正管理【農水商工部】

中山間地域が地域住民によって適正に管理され、水源涵養・洪水防止・土砂崩壊等の多面的機能を継続的・効果的に発揮させるため、生産条件の不利な地域の一団において、適切で持続的な農業生産活動を支援します。

農地の多面的機能の発揮【農水商工部】

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和に配慮した整備を行います。

農薬、化学肥料の適正使用の促進【農水商工部】(再掲)

農薬の適正な流通及び使用を推進するため、販売者や使用者の啓発研修を実施するとともに、ゴルフ場に対しては、病害虫雑草安全防除指針により農薬の適正使用を指導します。肥料については、施肥による硝酸性窒素等の地下浸透を抑制するため、機能性肥料や堆肥を活用した健全な土づくりを推進します。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	農林地等保全活動数		【目標の説明】 地域の事業者や住民、地域を支える県民による森林、農地、海洋の公益的機能の維持増進に向けた活動数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	403	320	

ウ 沿岸海域環境の保全

漁場保全対策の推進【農水商工部】

水質の変化等による漁業被害を未然防止するため、漁場における水質及び生物調査を行います。また、突発的な赤潮・貧酸素等の発生に対応するため、関係機関との情報連絡体制の整備を行います。

養殖漁場の適正使用【農水商工部】

養殖漁場を適正に行使し、持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自身が策定する漁場利用計画を認定します。また、魚類養殖場において、有機物負荷量調査や底生生物の分析等を行うことにより、持続的な養殖生産を確保するための漁場環境指標策定を行います。

美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト【農水商工部】

「さかなの立場」に立って、住民自らが流域環境を診断し、美しい「みえのうみ」の創造に向けた取り組みの方向性を提言、実践することで、その効果として海の恵みを実感し、県民一人ひとりが暮らしを考え、自発的・主体的な行動へとつながるよう取り組みを進めます。

水産資源の生息環境の保全・創造【農水商工部】

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することにより、公益的機能を増進するとともに水産資源の維持増大と持続的利用を図るために、底質改善（浚渫、客土、覆土等）、堆積物除去及び着底基質（投石、コンクリートブロック等）の設置を行います。

藻場の保全・造成【農水商工部】

藻場は水産生物の生息場としての機能、あるいは水質浄化機能を有することから注目されており、かつては沿岸域に広く分布していたが、近年、開発や陸域からの汚染物質の流入等による海域環境の悪化により減少が著しいことから、藻礁の設置等による基盤整備を行い、本来の海域の持つ機能を回復させます。

港湾環境の整備【県土整備部】

港湾区域内における緑地の整備などにより良好な港湾環境を確保します。

海岸の整備【県土整備部】（再掲）

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。

海浜の維持・保全と再生【県土整備部】

自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出していきます。

海岸部の清掃【県土整備部】(再掲)

海岸部への漂着ゴミや流木の処理等を行い、自然豊かな海浜を維持します。また、美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	海浜復元海岸線延長		【目標の説明】 海浜が復元された海岸線の延長
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	4,000 m	3,220 m	

3 基本目標Ⅲ「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」に関する施策

(1) 身近な自然環境の保全・再生

施策の目標		身近な緑や水辺、海辺の環境及び市街地等での野生動植物の生息・生育地を保全、再生するなど、身近な自然環境の保全と再生を図るための目標を次のとおりとします。 ◆豊かな緑や清らかな水など身近にふれあえる自然環境を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		9.26 m ²	8.48 m ²	7.71 m ²
【数値目標の説明】 県内の国営、県営、市町村営の都市公園面積の都市計画区域内人口1人あたりの面積です。				

ア 身近な緑の保全・創出

◆ 工場緑化の推進【農水商工部】

「工場立地法」及び「工場立地法第4条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に基づき、工場の新増設に伴う緑地の確保について適切な指導・運用を実施します。

◆ 地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】

緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

◆ 都市公園の整備【県土整備部】

県営の4都市公園（北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）の整備を進めるとともに、市町村が行う都市公園の整備促進を図ります。

◆ 緑の基本計画の推進【県土整備部】

三重県広域緑地計画を広域的視点からの緑地配置の指針として、市町村における「緑の基本計画」の策定の促進を図ります。

◆ 風致地区等での緑の保全【県土整備部】

風致地区や緑地保全地区制度等の適切な運用を行い、市街地等での良好な緑の保全を図ります。

居住地等周辺の森林整備【環境森林部】

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、防災、景観、住民と森林のふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	緑化運動参加者数		【目標の説明】 緑の週間中に市町村で開催された緑化 行事等の参加者数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	12,000 人	10,188 人	

イ 身近な水辺・海辺の保全・再生

ため池における親水空間としての整備【農水商工部】

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した、親水空間としての整備を行います。

快適にして潤いのある漁港環境の形成【農水商工部】

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行います。

豊で潤いのある海岸環境の整備【農水商工部】

国土保全との調和を図り海岸を国民の休養の場としてその利用に供するため、豊で潤いのある海岸環境の整備を行い、併せて快適な海浜利用の向上及び背後地の生活環境の保護を行います。

多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】(再掲)

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに潤いのある水辺空間を創出します。

地域の環境保全活動の推進【県土整備部】

市町村と連携し、流域住民やNPO等の参画による除草、清掃活動等に支援するなど、県民との協働による河川管理、川づくりを推進します。

海岸の整備【県土整備部】(再掲)

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。

港湾環境の整備【県土整備部】(再掲)

港湾区域内における緑地の整備などにより良好な港湾環境を確保します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	親水公園等整備か所数		【目標の説明】 河川、港湾、海岸、ため池における親水公園の整備か所数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	71か所	63か所	

ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

海浜部の保全【県土整備部】

野生動植物の生息・生育環境として重要な海浜部への自動車等の乗り入れを禁止するなどにより、海浜生物や海生生物の生息・生息地を保全します。

多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】(再掲)

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに潤いのある水辺空間を創出します。

都市公園の整備【県土整備部】(再掲)

県営の4都市公園(北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園)の整備を進めるとともに、市町村が行う都市公園の整備促進を図ります。

里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】(再掲)

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

工場緑化の推進【農水商工部】(再掲)

「工場立地法」及び「工場立地法第4条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に基づき、工場の新増設に伴う緑地の確保について適切な指導・運用を実施します。

地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】(再掲)

緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

藻場の保全・造成【農水商工部】(再掲)

藻場は水産生物の生息場としての機能、あるいは水質浄化機能を有することから注目されており、かつては沿岸域に広く分布していたが、近年、開発や陸域からの汚染物質の流入等による海域環境の悪化により減少が著しいことから、藻礁の設置等による基盤整備を行い、本来の海域の持つ機能を回復させます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	里地里山保全活動計画認定団体及びみんなで自然を守る活動認証団体数		【目標の説明】 多様な自然環境を保全するために、里地里山などの保全を目的とした「里地里山保全活動計画」及び「みんなで自然を守る活動」の認定・認証団体数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	30 団体	-	

* 「里地里山等の保全」と同じ目標値としています。

(2) 良好な景観の形成

施策の目標		都市景観や農山漁村景観を保全、創出するなど、良好な景観の形成を図るための目標を次のとおりとします。 ◆やすらぎとうるおいをもたらす個性と魅力にあふれた良好な景観を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	市町村の景観制度策定数		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		18 件	14 件	10 件
【数値目標の説明】 市町村における景観形成に係る基本計画又は景観条例の策定数です。 ※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成15(2003)年12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。				

ア 都市景観の保全・創出

- ◆ 屋外広告物に対する規制【県土整備部】
「三重県屋外広告物条例」の基づき、屋外広告物の表示・設置を禁止若しくは制限し、また不適正に表示・設置されている屋外広告物に対し、改善・撤去等を求めることにより秩序ある屋外広告物景観の形成を目指します。
- ◆ 市街地における幹線道路の無電柱化の推進【県土整備部】
市街地などで安全で快適な通行空間を確保するとともに、都市の景観、防災性を向上させるため、幹線道路での無電柱化を進めます。
- ◆ うるおいのある道路空間の創造【県土整備部】
道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できる道路のランドマークとして、また地域文化、物産物等を紹介する情報発信の場として、地元市町村等を中心に「道の駅」を整備していきます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	幹線道路の無電柱化率		【目標の説明】 県が管理する国道及び県道における無電柱区間延長の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	2.8 %	2.1 %	

イ 農山漁村景観の保全・復元

農山漁村景観の保全【農水商工部】

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和や農山漁村景観の保全に配慮した整備を行います。

里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】(再掲)

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

歴史的・文化的遺産レッドデータブックの作成【生活部】(再掲)

農山漁村景観を形成してきた道標、野仏や特色ある建造物などを含む歴史的・文化的遺産の現状調査を行い、「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」として編集します。

松林等の病虫害の防除【環境森林部】

松くい虫等の病虫害による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、森林病虫害等防除法に基づき、伐倒駆除をはじめとした松くい虫被害対策を総合的かつ計画的に進めていきます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	歴史的・文化的遺産レッドデータブック作成地域数		【目標の説明】 道標、常夜燈、野仏や伝統行事・祭りなどの歴史的・文化的遺産のレッドデータブック作成地域数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	4 地域	-	

ウ 良好な郷土景観の形成

良好な屋外広告物景観の形成【県土整備部】

良好な屋外広告物景観形成のより積極的な推進のため、「屋外広告物沿道景観地区」における、適正な屋外広告物の表示・設置を徹底します。

市町村における景観形成の促進【県土整備部】

良好な景観を保全、創出するため、市町村における景観条例や景観法に基づく景観計画の策定、景観地区等の設定などの取組を促進します。

景観づくりに関する普及・啓発の実施【県土整備部】

まちづくり月間（6月）や都市景観の日（10月4日）を中心に、良好な景観づくりに関する啓発活動や屋外広告物クリーン運動等を行います。

伝統的建造物群保存地区の保存・修理【教育委員会】

地域が育んできた歴史的な景観を保全するため、重要伝統的建造物群保存地区関町関宿伝統的建造物群保存地区の保存・修理を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	景観保全地区数		【目標の説明】 景観法に基づく景観地区、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の指定か所数の合計値
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	2 か所	1 か所	

(3) 歴史的・文化的環境の保全

施策の目標		各種の文化財や県内各地に残る歴史的・文化的景観の保全と活用など、地域が育んできた歴史的・文化的環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。 ◆地域が育んできた歴史と文化の薫る快適な環境を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	国及び県の指定文化財件数		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		890 件	850 件	809 件
【数値目標の説明】 県内に所在している文化財のうち、国の指定(選定、選択及び登録を含む。)を受けた文化財(現状値312件)及び県が指定した文化財(現状値497件)の合計件数です。				

ア 文化財等の保護・活用

◆ 指定文化財の保護・活用【教育委員会】

指定文化財等の適正な保護と活用を図るため、巡視調査を行うとともに、所有者又は管理者・管理団体が行う文化財保護に対する支援を行います。

◆ 登録有形文化財の保護・活用【教育委員会】

建築後50年以上経過した近代の建造物を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、所有者の希望を踏まえながら登録有形文化財の登録推薦などを行い、地域の貴重な文化遺産の保護を進めます。

◆ 埋蔵文化財の調査・保存【教育委員会】

各種開発事業に伴う埋蔵文化財の現状保存や記録保存を図るとともに、出土品の適正な管理や県民への公開、情報発信を行います。

◆ 斎宮跡の調査・整備【教育委員会】

史跡斎宮跡の発掘調査を進め、その成果を史跡の整備に活用するとともに、斎宮歴史博物館での展示や公開講座などを通じた情報発信を行います。

◆ 史跡等指定地域の公有地化の推進【教育委員会】

史跡等の保存と活用を図るため、国指定史跡等の土地の買い上げや整備事業等に対する支援を行います。

歴史資料の保存活用環境づくり【生活部】

県の貴重な歴史的・文化的価値を有する資料を収集し、県史編纂等へ活用するとともに、それら資料のPRを行いながら、県民が気軽に活用できる機会づくりや環境づくりを進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	調査研究成果の活用者数		【目標の説明】 齋宮歴史博物館、三重県埋蔵文化財センターが行う調査研究成果に基づく、 展覧会、現地説明会、公開講座、体験講座等の公開事業への参加者数とホームページアクセス数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	157,000 人	145,129 人	

イ 歴史的・文化的景観の保全・活用

歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザーの養成【生活部】

有形・無形の文化財の歴史的・文化的価値を判別し、それらの保全・活用ができる専門的知識を持った「歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザー」を養成します。

歴史的・文化的遺産レッドデータブックの作成【生活部】

県内の歴史的・文化的遺産の現状調査を行い、社寺・伝統行事・祭り等の調査情報及び指定文化財のデータを「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」として編集します。

歴史的・文化的遺産を活かした県事業等の推進【生活部】

県職員・市町村職員を対象とした講座の開催を通じた人材育成や、地域の活動者と行政との交流会、意見交換会の開催などを通して、歴史的・文化的遺産を活かした効果的な県事業等を展開していくための環境づくりを推進します。

熊野古道の保全・活用【地域振興部】

世界遺産登録された熊野古道(熊野参詣道伊勢路)の保全と活用を図りながら、関係県、市町村、住民等と連携し、東紀州の活性化を促進します。

熊野古道を活用した誘客キャンペーンの実施【農水商工部】

世界遺産登録を契機として熊野古道の魅力を伝えるキャンペーンを展開し誘客を図ることにより地域の活性化に繋がります。

地域資源を活用した観光商品づくり【農水商工部】

地域と観光プロデューサーとの連携により、地域の魅力の再発見を行い、観光客の誘客につながるような観光商品の開発、セールスを行うなど、地域資源を活かした観光商品づくりを進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	歴史的・文化的遺産保全・活用アドバイザー養成数		【目標の説明】 有形・無形の文化財を保全・管理する「文化財まもりすと(仮称)」と、価値ある古民家等の建築物の修復活動を調整できる「古民家まもりすと(仮称)」の養成者数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	
	280人	-	

4 基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

(1) 環境経営の推進

施策の目標		県、市町村、民間事業者の全ての事業活動において環境と経済を同軸にとらえた取組を進めるなど、環境経営の推進を図るための目標を次のとおりとします。 ◆全ての事業活動に環境配慮の視点が取り入れられている社会をめざします。		
数 値 目 標	目標項目	環境経営実践事業所数		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		1,440 事業所	1,130 事業所	754 事業所
【数値目標の説明】 「自主的な環境取組を行っている事業所数」は、①ISO14001認証取得事業所又は小規模事業所向け環境マネジメントシステム(EMS)導入事業所数(現状値491事業所)、②企業環境ネットワーク・みえ会員事業所数(現状値193事業所)、③みえ・グリーン購入倶楽部加入事業所数(現状値70事業所)の合計です。 ※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値のうち、①に含まれるISO14001認証取得市町村数は、平成15(2003)年12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。				

ア. 県における環境経営の推進

◆ ISO14001の取組の推進【環境森林部】

ISO14001の環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動や施設・設備管理における継続的な環境負荷低減活動に取り組むとともに、イベントや公共工事における環境配慮を徹底します。また、全ての部局において、地球温暖化防止など地球規模の環境保全や改善を含む施策を積極的に進めていきます。

◆ 環境調整システムの充実【環境森林部】

県が行う一定規模以上の開発事業については、環境調整システムにより、その計画等を策定する段階から環境配慮に関する審査を行い、計画の変更を含めた検討を行っていますが、これまでの実施事例をもとに、さらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

◆ LCAの調査研究の推進【環境森林部】

製品等の原材料の採取から製品の廃棄にいたる全段階において、環境への負荷を評価するライフサイクルアセスメント(LCA)手法の調査研究を多気町をモデル地域として進

め、製品のみでなく、環境経営の促進や地域づくりへの応用の検討を進めます。

グリーン購入の推進【環境森林部】

「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、環境に配慮した製品やサービスの購入に努めるとともに、公共工事等において、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定された製品や間伐材などの積極的な活用に努めます。

環境会計システムの構築【環境森林部】

環境効率の高い環境保全施策の推進のため、「環境会計システム」の構築を目指します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	三重県庁ISO14001に掲げる環境目標の達成状況		【目標の説明】 三重県庁ISO14001に掲げる、オフィス活動及び施設・設備関係に係る数値目標を定めた環境目標項目に対する達成状況（現状では、数値目標として7つの目標を設定しています）
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	7 / 7	5 / 7	

イ．市町村における環境経営の促進

環境を軸にしたネットワークの構築【環境森林部】

ISO14001を軸にした市町村間及び県と市町村の情報交換など、ネットワーク化を促進し、行政における「環境保全取組」を推進します。また、市町村合併に伴って必要となる市町村環境マネジメントシステムの導入、再構築等の取組を支援します。

グリーン購入の普及【環境森林部】(再掲)

「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働・連携により、グリーン購入に関する説明会や情報交換を行い、市町村における「グリーン購入調達方針」の策定などのグリーン購入の取組を支援します。

生活創造圏づくり推進事業の実施【地域振興部】

環境基本計画の目標達成に向けて、生活創造圏づくりのために、広域的な又は先見性・創造性に富んだ環境保全事業を実施する市町村を支援します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	グリーン購入に関する方針等の策定市町村数		【目標の説明】 市町村におけるグリーン購入に関する調達方針等(ガイドライン、購入計画、基準、リスト等含む)を策定している市町村数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	50 市町村	36 市町村	

ウ 事業者の環境経営の促進

環境マネジメントシステムの導入推進【環境森林部】

事業者における自主的な環境保全活動を推進するため、「ISO14001」や「小規模事業所向けEMS」の導入を促進します。また、環境マネジメントシステムに基づく環境保全効果を着実に上げるための取組や、ライフサイクルアセスメントを考慮した事業活動を促進します。

企業間連携の推進【環境森林部】

「企業環境ネットワーク・みえ」等との協働により、廃棄物の再資源化に向けた情報交換や、事業所におけるゼロエミッション取組などを促進します。また、「みえ・グリーン購入倶楽部」等との協働や他府県の行政機関、事業者等との連携により、グリーン購入を普及します。

環境経営の普及・定着【環境森林部】

学界や経済界との協働で、環境経営に熱心に取り組む事業所等を表彰するとともに、そうした優れた取組事例については、シンポジウム、サロン、先進企業調査などを実施し県内の事業者等に提供します。

三重ハイテクプラネット21構想の推進【地域振興部】

鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名グリーンシティについて、経済情勢の変化と事業推進の熟度を見極めながら整備推進に努め、環境関連産業を視野に入れた研究開発機能の集積・充実に努めます。

環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	10,000事業所あたりの環境マネジメントシステムの導入率		【目標の説明】 県内事業所の10,000事業所あたりのISO14001又は小規模事業所向けEMSの認証取得率 平成14(2002)年度の県内事業所は、92,909事業所です。
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	
	79	53	

(注) 環境マネジメントシステム導入率 = 認証取得事業所数 / (県内事業所数 / 10,000)

(2) 環境教育・環境学習の推進

施策の目標		環境教育・環境学習のための拠点となる施設を整備、活用するとともに、学校や地域社会における環境教育・環境学習の取組を促進するなど、環境教育・環境学習の推進を図るための目標を次のとおりとします。 ◆人と環境の関わりについて理解と認識を深め、全ての人が責任ある行動をとれる社会をめざします。		
数 値 目 標	目標項目	環境学習参加者数(累計)		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100 万人	92 万人	64 万人
【数値目標の説明】 県の環境学習の拠点施設である三重県環境学習情報センターの利用者数及びホームページ「三重の環境」の利用者数の合計人数(累計)です。 ※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値にそれまでの各年度の環境学習参加者の見込数を加えたものです。				

ア 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

- ◆ 三重県環境学習情報センターの展示コーナーの充実【環境森林部】
県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介する展示ブースを展示ホールに設置して展示コーナーの充実を図ります。
- ◆ 環境教育情報システムの更新運用【環境森林部】
来館者が展示ホールにおいて身近な環境問題や地球環境問題を理解して、環境保全のための実践について楽しく学べる環境教育情報システムの更新運用に努めます。
- ◆ 環境図書の閲覧・貸出の充実【環境森林部】
環境学習情報センター展示ホールの開架書棚を増設して、センターが蔵書している環境図書を来館者がいつでも閲覧でき、借りることができるようにします。
- ◆ 自然公園利用施設の整備【環境森林部】(再掲)
豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

森林公園の維持管理及び利用の促進【環境森林部】(再掲)

三重県民の森及び上野森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、定期的に活動・体験型の行事を開催し、県民に自然とふれあい、親しめる機会を提供します。

県民との自然環境情報の共有化の促進【環境森林部】(再掲)

県内の希少な野生動植物や保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報共有を進めます。

森林環境教育のための条件整備の推進【環境森林部】(再掲)

森林環境教育や森林体験学習などで環境林に対する理解を深めてもらうよう環境林を多面的に活用するための仕組みづくりを促進します。

「みえまなびネット」の活用【教育委員会】

環境教育・環境学習を推進するうえで有効な実践資料や学習資料を「みえまなびネット」へ登録し、県内学校教育で広く活用できるようインターネット上で提供します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	三重県環境学習情報センター利用者数		【目標の説明】 三重県環境学習情報センターの利用者数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	7.1 万人	6.9 万人	

イ 環境教育・環境学習の充実

環境保全活動・環境教育基本方針の策定【環境森林部】

三重県環境教育基本方針の見直しを行い、環境の保全、ごみゼロ対策、地球温暖化防止、資源・エネルギー問題などの重要課題を総合的にとらえた新たな基本方針を策定します。

環境教育・環境学習の手引きの作成【環境森林部】

学校教育や地域における社会教育現場などにおいて広く活用できる環境教育・環境学習を進める手引きを作成します。

環境教育・環境学習情報の提供【環境森林部】

県民だれもが気軽に環境学習できるようにホームページ「三重の環境」の「環境学習の部屋」の充実を図り、リアルタイムで新鮮な情報を積極的に提供していきます。

環境教育・環境学習指導者の養成【環境森林部】

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

教職員のための環境教育・環境学習【環境森林部】

教職員の環境教育に関する知識や環境学習指導のスキルの向上を図るため総合教育センターと連携して教職員のための研修を実施します。

体験型による環境教育・環境学習の促進【環境森林部】

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、小中学校の社会見学や子どもエコクラブ活動等を通じて、体験型による環境教育・環境学習の促進に努めます。

環境教育研修の充実【教育委員会】

学校教育において環境教育を推進するために必要な能力を身につけ、向上させるための環境教育研修の機会を充実させます。

「学校環境デー」の取組【教育委員会】

毎年6月5日の「学校環境デー」を中心として、全ての学校（園）での環境教育の充実を図ります。

総合的な学習の時間等における環境教育の推進【教育委員会】

教科、総合的な学習の時間及び学校行事など、学校における教育活動のあらゆる場面で、環境教育を推進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	環境講座、体験教室等参加者数		【目標の説明】 三重県環境学習情報センターが実施する環境講座、体験教室等の参加者数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	18,800 人	15,388 人	

(3) 地域における環境保全活動の促進

施策の目標		住民、NPO等の民間団体や事業者による自主的、積極的な環境保全活動の促進など、地域における環境保全活動の促進を図るための目標を次のとおりとします。 ◆全ての人が環境への負荷の少ない行動を自ら進んで行う社会をめざします。		
数 値 目 標	目標項目	環境保全活動への参加者数(累計)		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		35 万人	25 万人	8.5 万人
<p>【数値目標の説明】</p> <p>「環境保全活動への参加者数」は、住民、NPO、事業者、市町村と県が協働で取り組む①エコポイント推進事業、②こどもエコクラブ、③身近な自然を体験する県民デーへの参加者数の合計人数です。</p> <p>※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値にそれまでの各年度の環境保全活動参加者の見込数を加えたものです。</p>				

ア 地域における自主的な環境保全活動の促進

◆ 自主的な環境保全活動の取組支援【環境森林部】

三重環境県民会議の行っている三重県民環境活動発表会や地域交流会の支援をとおして、自主的に環境保全活動に取り組む環境NPOの活動を支援します。

◆ 身近な自然を体験する県民デーの開催【環境森林部】

参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす重要な環境保全機能を学び、私たちの毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催します。

◆ 環境フェアの開催【環境森林部】

次世代を担うこどもたちに向けて、新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、こどもたちが未来への希望を持ち、自ら考える機会を提供する「こどもかんきょう体感フェア」を開催します。

環境活動団体の表彰【環境森林部】

三重県の環境を良くするための様々な活動をたたえ、皆さんに知っていただくとともに、活動がますます素晴らしいものになるように応援していくため、それらの活動に取り組む個人やグループ、団体等を表彰する取組を行います。

森林ボランティアの育成【環境森林部】

広葉樹植栽、里山保全、間伐など県民参加の森林づくりに参加することで、森林に親しみ、理解を深め多様な自然環境の創出を図る森林ボランティアを育成するための研修会を開催します。

道路、河川、海岸等の清掃【県土整備部】

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ごみ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行うなどの美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	民間環境保全活動団体数		【目標の説明】 地球規模の環境問題から、地域の自然環境や身近な生活環境までさまざまな環境保全活動に取り組んでいる民間環境保全活動団体の数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	120 団体	83 団体	

(注) 民間環境保全活動団体：「環境NGO総覧（環境事業団編集）」に収録（収録予定を含む）されている県内の団体

イ 各主体の連携による環境保全活動の促進

みえ環境県民運動協議会の創設【環境森林部】

「新しい時代の公」のあり方を踏まえ、環境県民運動を担う団体等が役割分担の明確化を図り、分野横断的に環境県民運動を展開し、その活動の相乗効果の発揮によって持続可能な社会づくりを目指す「みえ環境県民運動協議会（通称：三重環境創造リーグ）」を創設します。

県民総参加エコポイント推進事業の実施【環境森林部】

県民が行う電気使用量等の削減、レジ袋の削減、パーク＆ライドなどの自主的なCO2排出削減活動を支援する県民総参加のエコポイント推進事業を実施します。

夏のエコスタイルキャンペーンの実施【環境森林部】

これまでの夏のライフスタイルを転換し、適正冷房設定下でもさわやかに過ごせる服装の徹底を推進する夏のエコスタイルキャンペーンを実施します。

企業環境ネットワークによる産業廃棄物の再資源化【環境森林部】(再掲)

環境技術指導員による産業廃棄物排出企業への再資源化に関する情報提供、助言を行うとともに、産業廃棄物の情報交換を行うための「廃棄物情報交換システム」の充実と円滑な運用を図り、企業間連携による取組を支援します。

地域の環境保全活動の推進【県土整備部】(再掲)

市町村と連携し、流域住民やNPO等の参画による除草、清掃活動等に支援するなど、県民との協働による河川管理、川づくりを推進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	エコポイント事業参加者数		【目標の説明】 住民、事業者等との協働により進める エコポイント推進事業の参加者数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	23 万人	7.2 万人	

(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

施策の目標		本県の環境保全に関する経験や技術を開発途上地域へ提供するとともに、民間団体等の自主的な国際的環境保全活動を促進するなど、国際的な環境保全への協力と貢献を推進するための目標を次のとおりとします。 ◆地球市民の一員として全ての人々が地球環境の保全に貢献する社会をめざします。		
数 値 目 標	目標項目	技術移転研修受講者の満足度		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		80 点	80 点	57 点
【数値目標の説明】 三重県が(財)国際環境技術移転研究センターに委託して実施している環境保全技術移転の研修生を対象に、研修内容の満足度についてアンケート調査を行い、回答点数(100点満点)をもとに加重平均値として算出した指標です。				

ア 国際的な環境協力・貢献の推進

◆ 環境技術の移転の促進【環境森林部】

(財)国際環境技術移転研究センターを活用して、三重県の友好提携先である河南省やアジアの自治体の職員を対象とした産業公害防止技術や規制手法など環境保全技術の研修を行い、環境技術の移転を進めます。

◆ (財)国際環境技術移転研究センターへの支援【地域振興部】

四日市公害を経験する過程で蓄積した環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された(財)国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなどの人的な協力を含めた支援を行います。

◆ (財)国際環境技術移転研究センターへの事業委託【地域振興部】

アジア自治体環境プログラムの事業委託を(財)国際環境技術移転研究センターに行い、アジア自治体の環境保全活動を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	技術移転研修受講者の満足度		【目標の説明】 三重県が(財)国際環境技術移転研究センターに委託して実施している環境保全技術移転の研修生を対象に、研修内容の満足度についてアンケート調査を行い、回答点数(100点満点)をもとに算出した加重平均値
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	80 点	57 点	

* 「施策の目標」と同じ目標値としています。

5 共通施策

(1) 環境保全の総合的取組みの推進

ア 基盤的施策の推進

四日市地域公害防止計画の推進【環境森林部】

第7期計画（平成13(2001)～17(2005)年度）に基づき、各種の公害防止施策の着実な実施とその進行管理を行います。

環境保全協定の締結の促進【環境森林部】

三重県環境基本条例に基づき、市町村長等と事業者の環境保全協定の締結を促進します。

イ 環境汚染等の未然防止

環境影響評価制度の的確な運用【環境森林部】

環境汚染の未然防止のため、一定規模以上の開発事業等を対象に、事業者による事前の環境配慮とその後の環境調査結果の事業への反映など、適切な環境配慮が行われるよう、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」の的確な運用を図ります。

環境影響評価制度の充実【環境森林部】

環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）や、開発に伴う環境への影響を極力減少させるためのミティゲーション手法などの検討を進めます。

公害事前審査制度の活用【環境森林部】

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町村の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

ウ 公害健康被害の救済・予防

公害健康被害者に対する補償給付【環境森林部】

楠町に在住する公害健康被害被認定者に対し、適切な療養生活が送れるよう医療給付を行うほか、障害補償費、遺族補償費等の補償給付を行います。

保健福祉事業の実施【環境森林部・健康福祉部】

楠町に在住する公害健康被害被認定者の健康の維持・増進を図るため、転地療養事業や家庭訪問事業を行います。

調査研究の実施【環境森林部】

四日市地域の公害保健医療対策を確立するため、関係機関と連携して調査研究を行います。

エ 公害紛争への対応

公害紛争処理法等による対応【環境森林部】

公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進します。

公害苦情への対応【環境森林部】

公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町村等と協力して、適切に処理します。

(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

ア 監視・観測等の体制の整備

環境総合監視システムの運用【環境森林部】

環境監視、発生源監視（大気・水質）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

公共用水域の常時監視【環境森林部】

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても概況調査、定期モニタリングを実施します。

有害大気汚染物質の調査【環境森林部】

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

ダイオキシン類の調査【環境森林部】

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

騒音・振動の調査【環境森林部】

県において、自動車交通騒音測定を実施するとともに、市町村の協力を得て、一般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

イ 環境情報の整備・提供

環境情報の提供【環境森林部】

ホームページ「三重の環境」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(3) 環境保全に関する調査研究等の推進

ア 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

資源循環に関する調査研究

産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究の推進【総合企画局】

産業廃棄物の抑制、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減に努めます。

建設廃材のリサイクル技術の開発【総合企画局】

建築物の解体時に発生するコンクリートや木材の廃材について、有効な資源リサイクル技術を開発し、資源化率の向上を図ります。

食品系廃棄物の有効活用技術の開発【総合企画局】

ホテルや食品工場の廃棄物を家畜や養殖魚の飼料として活用する技術を開発し、食品系廃棄物の有効活用を図ります。

生物系廃棄物の有効活用技術の開発【総合企画局】

有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換技術や、街路樹等の剪定枝を生ごみ資材や園芸培地として活用する技術を開発し、生物系廃棄物の有効活用を図ります。

植物由来機能材料の実用化のための技術開発【総合企画局】

植物に含まれる未利用資源リグニンを利用した新しい機能性材料として、住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤を開発し、実用化に取り組みます。

地域中小企業の産業廃棄物の有効活用技術の開発【総合企画局】

地域の中小企業から排出される産業廃棄物のうち、特に北勢地域に集積する中小企業で課題となる鋳物鋳さいのリユースおよび資源リサイクルを図る技術を開発します。

地域水産資源の有効活用技術の開発【総合企画局】

真珠養殖で発生するアコヤ貝の貝殻、貝肉等の未利用資源を有効活用するため、貝殻を炭酸カルシウム資材として工業・農業分野等で活用する技術と、貝肉から生理的に有用な物質を抽出する技術を開発します。

セメント系廃棄物の資源循環型システム構築に関する技術の開発【総合企画局】

住宅用外装材の廃材を原料にした水硬性材料を開発し、住宅用外装材の原料として再利用することで、廃棄物の資源循環型システムの構築を目指します。

無機系廃棄物の建材化技術の開発【総合企画局】

焼却灰等の無機系廃棄物からトバモライト（多孔質のケイ酸カルシウム系素材）を合成し、光触媒作用を付与した機能性建材として有効利用する技術を開発します。

大気環境保全に関する調査研究

環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究の実施【総合企画局】

環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染の状況と原因を把握するための調査研究を行います。

酸性雨等実態調査研究の実施【総合企画局】

地球環境問題の一つである酸性雨について、現状と動向を把握するため、都市部とその後背地においてモニタリング調査を継続して実施します。

水環境保全に関する調査研究

閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究の実施【総合企画局】

環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能について、産学官が共同で研究し、海域の水環境の改善を目指します。

環境中の農薬分析迅速定量法の開発【総合企画局】

問題発生時において素早い対応を可能とするため、水道法改正に伴い追加規制等される農薬を主な対象として、環境中濃度が高精度かつ迅速に定量できる分析技術を開発します。

排水等の重金属分析迅速定量法の開発【総合企画局】

問題発生時において素早い対応を可能とするため、廃棄物や排水等に含有される重金属類を対象として、ICP/Ms一斉分析による定量の迅速化を行います。

環境保全型農業にかかる生産技術の開発【総合企画局】

農業における環境負荷軽減のため、自然循環機能を活用した持続的な環境保全型生産技術を開発します。

自発摂餌システムを用いた養殖魚の飼育技術の開発【総合企画局】

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つである残餌を極力減らし、養殖場の環境を保全するため、マハタを対象魚種として自発摂餌システム開発のための試験を行い、実用化に向けた検討を行います。

内湾の漁場環境調査研究の実施【総合企画局】

伊勢湾や英虞湾の漁場環境把握のため、水質等のモニタリング調査を実施し、情報提供するとともに、伊勢湾における貧酸素水塊形成シミュレーションモデル構築に関する調査研究を行います。

多様な自然環境保全に関する調査研究

多様な森林の育成技術の開発【総合企画局】

伐採跡地等機能が低下している森林について、森林再生技術の開発を進めるとともに、里山再生のための管理技術を開発し、多様な森林の育成を図ります。

森林生態系と河川生態系の保全技術の開発【総合企画局】

人工林、天然林など森林環境の違いが生態系にどのような影響を及ぼすかを調査・解析し、生物の多様性を確保するための技術を開発します。

森林の衰退状況及び炭素吸収量算定の調査研究の実施【総合企画局】

酸性雨等が森林に及ぼす影響を明らかにしていくため、森林の衰退状況等についてモニタリング調査を行うとともに、森林の炭素吸収量算定のための調査研究に取り組みます。

淡水魚類の多様性保全に関する研究の実施【総合企画局】

県内主要河川における淡水魚類の分布実態を把握するとともに、改修された河川の魚類相復元の可能性や、ブラックバスなどの外来魚が生態系に与える影響を明らかにし、多様な淡水魚類相の保全手法について検討します。

イ 地球規模の環境保全に関する調査研究

酸性雨等実態調査研究の実施【総合企画局】(再掲)

地球環境問題の一つである酸性雨について、現状と動向を把握するため、都市部とその後背地においてモニタリング調査を継続して実施します。

森林の衰退状況及び炭素吸収量算定の調査研究の実施【総合企画局】(再掲)

酸性雨等が森林に及ぼす影響を明らかにしていくため、森林の衰退状況等についてモニタリング調査を行うとともに、森林の炭素吸収量算定のための調査研究に取り組みます。

農業がもつ多面的機能の維持・保全に関する研究の実施【総合企画局】

農地が洪水を防いだり土壌浸食を防ぐなどの国土を守る働きを評価し、減少しつつある農地を効果的に保全するための社会的な手法を検討します。

第3章 計画の推進

本推進計画の推進体制や進行管理は、基本計画第5章「計画の推進」に従って進めます。その概要は次のとおりです。

1 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的・計画的に推進します。この三重県環境保全推進委員会においては、ISO14001マネジメントシステムやグリーン購入の推進などに関する事項のほか、県が行う大規模な開発事業等に対する環境調整システムによる調整など、消費者・事業者としての県の取組を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた諸施策の着実な実施と計画期間内の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画の的確な進行管理を行います。また、数値目標の達成状況や各種施策の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、関係機関に報告あるいは送付するとともに、その内容を公表することにより、県民の参加による計画の総合的な推進を図ります。

計画の推進体制と進行管理の体系は、次のとおりです。

